さつま町職員の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	（参考）令和4年度の人件費率
5年度	人 19,157	千円 16,906,023	千円 1,230,105	千円 2,723,161	% 16.1	% 17.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計　B
5年度	人 271	千円 1,130,341	千円 148,345	千円 445,137	千円 1,723,823

（参考）一人当たり給与費 B/A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,361	千円 5,794

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数については、令和５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

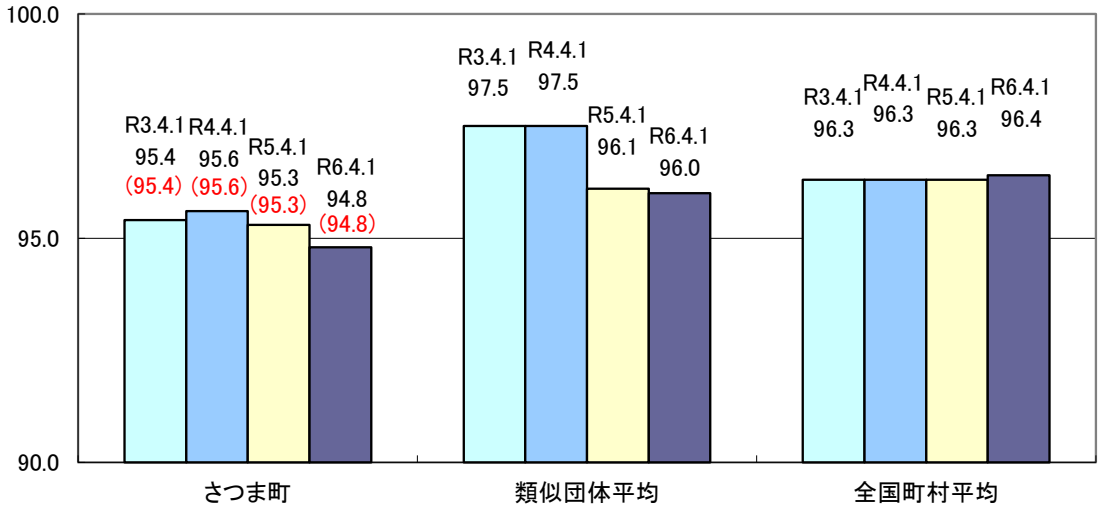

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　令和６年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

さつま町では人事委員会を置かないため、国の人事院勧告・鹿児島県の人事委員会勧告を尊重し、改定を行っている。

①月例給

区分	人事院委員会の勧告				給与改定率	（参考）国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A－B	勧告（改定率）		
年度	円 －	円 －	円 －	% －	% －	% －

（注）「民間給与」、「公務員給与」は人事委員会勧告においての公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事院委員会の勧告				年間支給月数	（参考）国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	格差 A－B	勧告（改定月数）		
年度	月 －	月 －	月 －	月 －	月 －	月 －

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［ (実施)　未実施］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他見直し内容

５５歳を超える職員について、標準の勤務成績では昇給停止（平成２８年４月１日実施）

2　職員の平均給与月額,初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
さつま町	43.4　歳	317,700　円	355,804　円	337,149　円
鹿児島県	43.3　歳	313,600　円	392,834　円	344,584　円
国	42.1　歳	323,823　円	－　円	405,378　円
類似団体	42.8　歳	314,252　円	365,587　円	337,203　円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
さつま町	53.2歳	15人	340,700円	357,380円	352,713円	－	－	－	－
うち衛生作業員	54.3歳	6人	331,800円	342,533円	337,733円	廃棄物処理業	47.7歳	314,900円	1.09
うち給食調理員	53.3歳	3人	343,900円	349,867円	346,067円	飲食物調理従事者	44.7歳	261,900円	1.34
うち用務員	51.8歳	6人	348,100円	376,017円	371,117円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	244,800円	1.54
鹿児島県	57.0歳	161人	314,500円	357,110円	334,349円	－	－	－	－
国	51.2歳	1,829人	288,144円	－	330,553円	－	－	－	－
類似団体	52.3歳	6人	290,694円	312,234円	300,691円	－	－	－	－

区　分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
さつま町	－	－	－
うち衛生作業員	5,841,696円	4,376,300円	1.33
うち学校給食員	5,893,804円	3,438,100円	1.71
うち用務員	6,270,304円	3,297,300円	1.90

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3～令和5年の3ケ年平均）。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当，民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区　分		さつま町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	187,300　円	196,700　円	196,200　円
	高校卒	166,600　円	167,100　円	166,600　円
技能労務職	大学卒	179,600　円	－	－
	高校卒	159,500　円	174,200　円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和５年４月１日現在）

区　分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大学卒	－　円	352,933　円	－　円	390,800　円
	高校卒	－　円	－　円	357,900　円	383,425　円
技能労務職	大学卒	－　円	－　円	－　円	－　円
	高校卒	－　円	－　円	－　円	－　円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
7　級	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う課長、議会事務局長、各委員会の事務局長の職務又はこれらに相当する職務	0	0.0	365,500	446,200
6　級	課長、議会事務局長、各委員会の事務局長の職務又はこれらに相当する職務	20	9.8	323,100	411,300
5　級	1　課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2　主幹の職務又はこれに相当する職務	54	26.5	295,400	394,000
4　級	1　係長の職務又はこれに相当する職務 2　主査の職務又はこれに相当する職務	48	23.5	271,600	382,000
3　級	主任の職務又はこれに相当する職務	23	11.3	240,900	351,000
2　級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務	26	12.7	208,000	305,200
1　級	1　定型的な業務を行う主事補若しくは技師補の職務又はこれらに相当する職務 2　高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務	33	16.2	162,100	249,400

（注）１　さつま町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

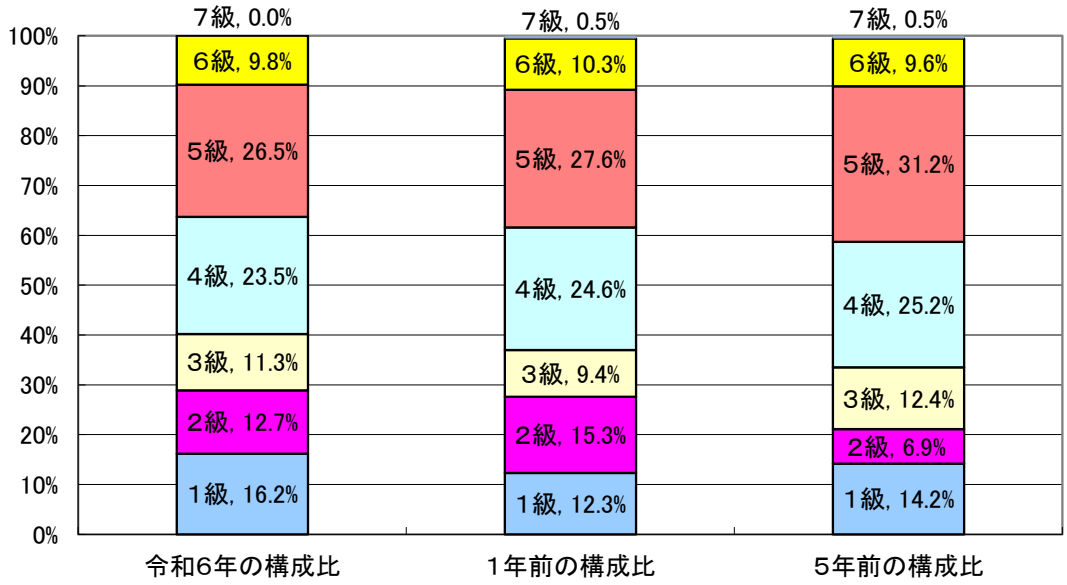

(2) 国と給与表カーブ比較表（行政職（一））（令和６年４月１日現在）

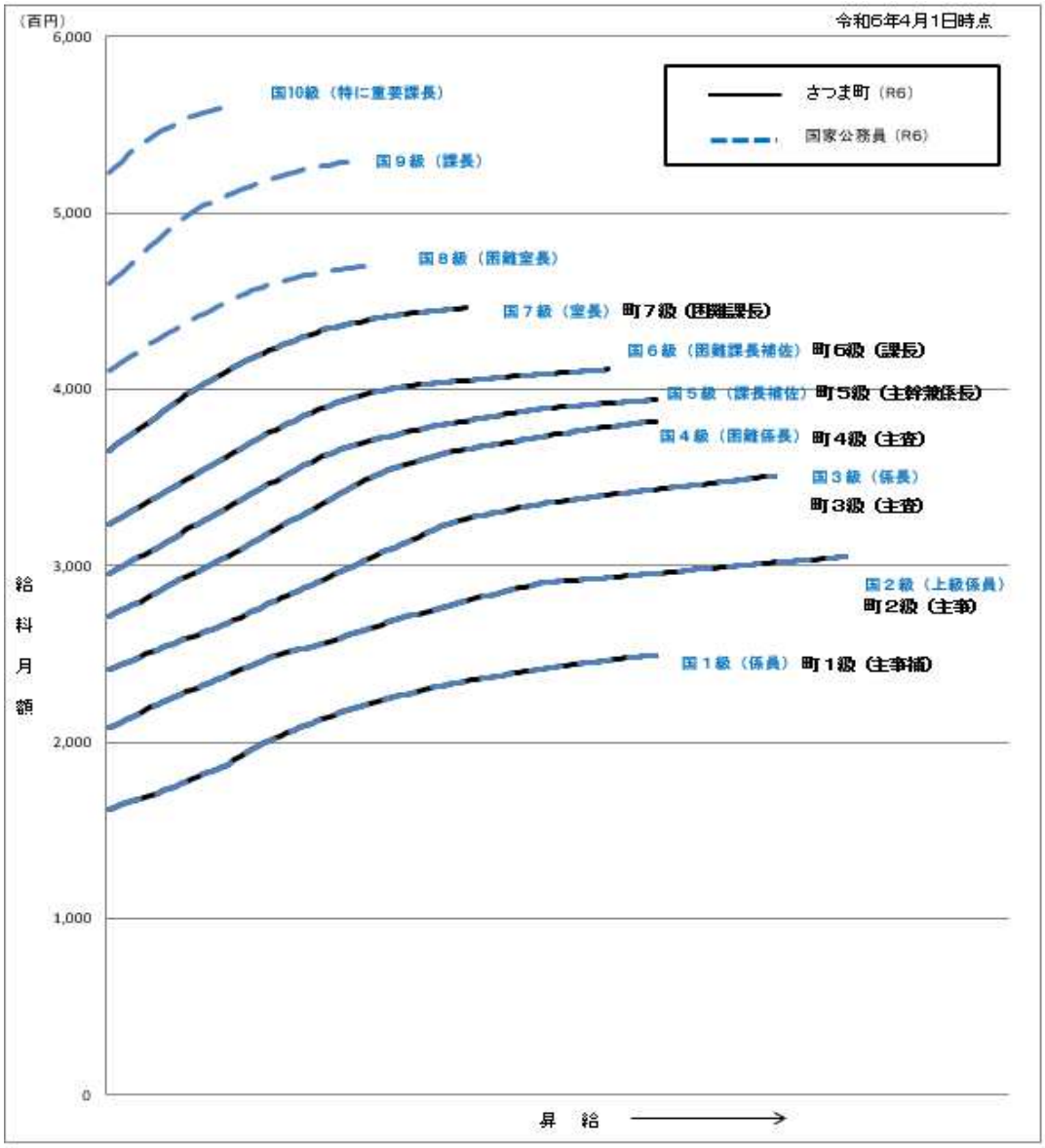

等級別人員構成比

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
鹿児島県さつま町	16.2%	12.7%	11.3%	23.5%	26.5%	9.8%	0.0%

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（さつま町）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を実施した		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位，標準，下位の区分	○		○	
	上位，標準の区分				
	標準，下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ　人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

さつま町	鹿児島県	国
１人当たり平均支給額（令和５年度） 15,466　千円	１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,695　千円	―
（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.450　月分　2.050　月分 （ 1.375 ）月分　（ 0.975 ）月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.400　月分　2.000　月分 （ 1.350 ）月分　（ 0.950 ）月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.450　月分　2.050　月分 （ 1.375 ）月分　（ 0.975 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算　５%，１０%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算　５～２０% ・ 管理職加算　１０%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算　５～２０% ・ 管理職加算　１０～２５%

（注）　（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（さつま町）

令和５年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ　人事評価を実施した	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位，標準，下位の成績率	○		○	
上位，標準の成績率				
標準，下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ　人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和６年４月１日現在）

さつま町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695　月分	26.365500　月分	勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度	47.7090　月分	47.709　月分	最高限度	47.7090　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （退職手当組合特例制度による）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率２%～４５%）	
（退職時特別昇給	制度なし	）			
１人当たり平均支給額	3,674　千円	20,957　千円			

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その他の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和６年４月１日現在）

該当なし

(4) 特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）	890 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	16,167 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度）	17.9 %
手当の種類（手当数）	7 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和４年度決算）	左記職員に対する支給単価
徴税事務従事手当	主として徴税事務に従事する職員	－	150 千円	月額500円
感染症防疫作業手当	左記業務に従事する職員	－	0 千円	作業に従事した日1日につき 500円
行旅病人及び行旅死亡人取扱従事手当	左記業務に従事する職員	－	0 千円	作業に従事した日1日につき 1,000円
救急，火災出動手当	消防職員	－	677 千円	従事回数1回につき 150円
潜水業務手当	消防職員	－	24 千円	従事回数1回につき 300円
緊急消防応援隊出勤手当	消防職員	－	0 千円	作業に従事した日1日につき 3,000円
防疫等作業手当	消防職員	－	39 千円	作業に従事した日1日につき 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	66,962 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	237 千円
支給実績（令和４年度決算）	72,987 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	250 千円

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 母子等 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同		40,442 千円	271,421 円
住居手当	借家・借間の場合 （家賃16,000円を超える場合）、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同		21,647 千円	243,225 円
通勤手当	①交通機関等の利用者について、片道2km以上であり55,000円を限度に支給 ②自動車等の利用者について、片道2km以上であり15,800円を限度に支給	異	①同じ ②片道25km以上については15,800円を限度に支給	13,415 千円	57,082 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 1種：45,000円 2種：35,000円 3種：25,000円	同		11,940 千円	411,724 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給 1種：6,000円 2種：5,000円 3種：3,000円	同		326 千円	14,163 円

５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分		給料月額等		
給料			（参考）類似団体における最高／最低額	
	町長	788,000 円	840,000 円／ 624,600 円	
	副町長	622,000 円	683,000 円／ 550,000 円	
報酬	議長	316,000 円	381,000 円／ 273,000 円	
	副議長	260,000 円	317,000 円／ 221,000 円	
	議員	236,400 円	299,000 円／ 203,000 円	
期末手当	町長 副町長	（令和５年度支給割合） 3.40 月分 （１０％加算措置あり）		
	議長 副議長 議員	（令和５年度支給割合） 3.40 月分 （１０％加算措置あり）		
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）	（支給時期）
	町長	788,000円×勤続年数×500/100	15,760,000円	任期毎
	副町長	622,000円×勤続年数×280/100	6,966,400円	任期毎
	備考			

（注）　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6　職員数の状況

(1)　部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

分部門＼区			職員数 令和５年	職員数 令和６年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	61	63	2	登記業務・管財業務の充実に伴う増
		税務	16	14	△ 2	支所税務業務の廃止に伴う減
		農林水産	35	36	1	森づくり推進監の配置に伴う増
		商工	7	8	1	ふるさと納税業務の充実に伴う増
		土木	17	17	0	
		民生	22	22	0	
		衛生	18	16	△ 2	組織機構の見直しによる管理職の減 農業集落排水事業（企業会計）の専任配置による減
		計	179	179	0	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　93.44　人 （類似団体の人口１万当たり職員数　80.86　人）
	教育部門		42	41	△ 1	退職
	消防部門		50	50	0	消防吏員拡充
	小計		271	270	△ 1	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　140.94　人 （類似団体の人口１万当たり職員数　100.34　人）
公営企業等会計部門	水道		7	7	0	
	農業集落排水		0	1	1	
	その他		28	29	1	
	小計		35	37	2	
合計			306 [315]	307 [315]	1 [0]	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　160.25　人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

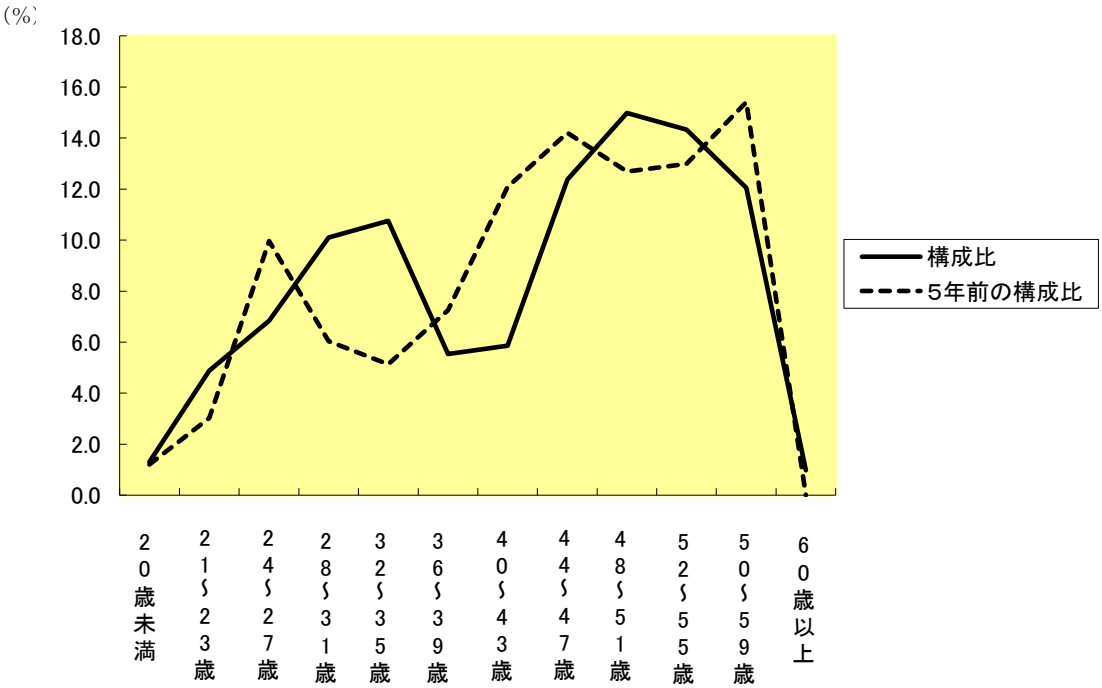

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 4	人 15	人 21	人 31	人 33	人 17	人 18	人 38	人 46	人 44	人 37	人 3	人 307

(3)職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	平成３１年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	194	189	186	179	179	179	△ 15 （ △ 7.7 %）
教　育	52	52	43	43	42	41	△ 11 （ △ 21.2 %）
消　防	48	48	48	49	50	50	2 （ 4.2 %）
普通会計計	294	289	277	271	271	270	△ 24 （ △ 8.2 %）
公営企業等会計計	37	37	36	35	35	37	0 （ 0.0 %）
総合計	331	326	313	306	306	307	△ 24 （ △ 7.3 %）

注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
　　２　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）令和４年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和５年度	395,517	13,021	64,966	16.4	15.1

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和５年度	7	26,655	2,177	10,758	39,590	5,656

（参考）市町村平均一人当たり給与費
千円
6,118

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数については、令和６年３月３１日現在の人数である。
　　３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
さつま町水道事業	43.0　歳	317,318　円	471,309　円
団体平均	45.8　歳	337,221　円	508,691　円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

さつま町水道事業	さつま町（一般行政職）
１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,537　千円	１人当たり平均支給額（令和５年度） 15,466　千円
（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 （ 1.38 ）月分　（ 0.98 ）月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 （ 1.38 ）月分　（ 0.98 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・　役職加算　５%，１０%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・　役職加算　５%，１０%

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和６年４月１日現在）

さつま町（水道事業）			さつま町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695　月分	26.365500　月分	勤続２０年	19.6695　月分	26.365500　月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.7090　月分	47.709　月分	最高限度額	47.7090　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（退職手当組合特例制度による）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（退職手当組合特例制度による）	
（退職時特別昇給	制度なし	）	（退職時特別昇給	制度なし	）　）
１人当たり平均支給額	－　千円	－　千円	１人当たり平均支給額	3,674　千円	20,957　千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	1,116　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	186　千円

エ　その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）
扶養手当	配偶者　6,500円 子　10,000円 母子等　6,500円 特定期間の加算　5,000円	同		477　千円	159,000　円
住居手当	借家・借間の場合　（家賃16,000円を超える場合）、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同		180　千円	180,000　円
通勤手当	①交通機関等の利用者について、片道2km以上であり55,000円を限度に支給 ②自動車等の利用者について、片道2km以上であり15,800円を限度に支給	同		164　千円	54,600　円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 1種：45,000円　2種：35,000円 3種：25,000円	同		420　千円	420,000　円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給 1種：6,000円　2種：5,000円 3種：3,000円	同		0　千円	0　円